新旧対照表（貯金規定）

改正後	改正前
当座勘定規定	当座勘定規定
１～15.（省略）	１～15.（省略）
16.（成年後見人等の届出） (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(3)　（省略）	16.（成年後見人等の届出） (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(3)　（省略）
17～32.（省略）	17～32.（省略）
33.（規定の変更等） (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	33.（規定の変更等） (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
【小切手用法】 １．この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 ２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 ３．小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 ４．(1)　金額は所定の金額欄に記入してください。 (2)　金額をアラビア数字（算用数字、１、２、３・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3)　金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 ５．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。 ６．小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。 ７．小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。 ８．小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	（追加）
【約束手形用法】 １．この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 ２．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 ３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。	（追加）

改正後	改正前
４．(1)　金額は所定の金額欄に記入してください。 (2)　金額をアラビア数字（算用数字、１、２、３・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3)　金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 ５．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。 ６．手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。 ７．手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。 ８．手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。 【為替手形用法】 １．この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。 ２．手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。 ３．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 ４．振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 ５．(1)　金額は所定の金額欄に記入してください。 (2)　金額をアラビア数字（算用数字、１、２、３・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3)　金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 ６．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。 ７．当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。 ８．手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。 ９．手形用紙は大切に保管してください。 当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。 10．手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。 以　上 （令和２年４月１日現在）	（追加） 以　上 （令和元年10月１日現在）

小切手用法	小切手用法
（削除）	１．この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

改正後	改正前
	２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 ３．切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 ４．(1)　金額は所定の金額欄に記入してください。 (2)　金額をアラビア数字（算用数字、１、２、３・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3)　金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 ５．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。 ６．小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。 ７．小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。 ８．小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。 以　上 （令和元年 10 月 1 日現在）
約束手形用法 （削除）	**約束手形用法** １．この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 ２．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 ３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 ４．(1)　金額は所定の金額欄に記入してください。 (2)　金額をアラビア数字（算用数字、１、２、３・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3)　金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 ５．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。 ６．手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。 ７．手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。 ８．手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。 以　上 （令和元年 10 月 1 日現在）

改正後	改正前
為替手形用法 （削除）	**為替手形用法** １．この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。 ２．手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。 ３．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 ４．振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 ５．(1)　金額は所定の金額欄に記入してください。 (2)　金額をアラビア数字（算用数字、１、２、３・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3)　金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 ６．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。 ７．当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。 ８．手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。 ９．手形用紙は大切に保管してください。 当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。 10．手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。 以　上 （令和元年 10 月 1 日現在）

普通貯金規定 １～５．（省略） ６．（スウィングサービス） (1)　スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 ①　順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座へ自動振替を行います。 ②　逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。 (2)　本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。 ①　定額型 Ａ　順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先	**普通貯金規定** １～５．（省略） （追加）

改正後	改正前
口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 B　逆スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。 ②　残高型 A　順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 B　逆スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング先口座（入金口座）の残高が口座維持残高に満たない場合に、不足している金額をスウィング元口座（支払口座）より振替えます。ただし、第１項および第２項いずれの場合も振替指定日のスウィング元口座残高（貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。また未決済の受入証券類の金額等は除きます。）が、振替金額およびスウィング手数料の合計金額に満たない場合は、通知することなくその回の口座振替を行いません。 (3)　振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①　普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は１千円以上千円単位で指定できます。 ②　普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は１千円以上千円単位で指定できます。 (4)　指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。 なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。 (5)　本サービスによる口座振替の引落しにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。 (6)　本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。 (7)①　本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当組合は責任を負いません。 ②　相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。 **７．（利息）** （省略） **８．（届出事項の変更、通帳の再発行等）** (1)～(3)　（省略） **９．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） **10．（印鑑照合等）** （省略）	**６．（利息）** （省略） **７．（届出事項の変更、通帳の再発行等）** (1)～(3)　（省略） **８．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） **９．（印鑑照合等）** （省略）

改正後	改正前
11．（盗難通帳による払戻し等） (1)～(7)　（省略） **12．（譲渡、質入れ等の禁止）** (1)～(2)　（省略） **13．（取引の制限等）** (1)～(3)　（省略） **14．（解約等）** (1)　（省略） (2)　（省略） ①　この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②　この貯金の貯金者が第条 12 第１項に違反した場合 ③　この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ④　この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑤　①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 **15．（通知等）** （省略） **16．（保険事故発生時における貯金者からの相殺）** (1)～(4)　（省略） **17．（休眠預金等活用法に係る異動事由）** （省略） **18．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** (1)　この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①　第 17 条に掲げる異動が最後にあった日 ②　将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③　当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④　この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 (2)　（省略） **19．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** (1)～(5)　（省略）	**10．（盗難通帳による払戻し等）** (1)～(7)　（省略） **11．（譲渡、質入れ等の禁止）** (1)～(2)　（省略） **12．（取引の制限等）** (1)～(3)　（省略） **13．（解約等）** (1)　（省略） (2)　（省略） ①　この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②　この貯金の貯金者が第条 11 第１項に違反した場合 ③　この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ④　この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑤　①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 **14．（通知等）** （省略） **15．（保険事故発生時における貯金者からの相殺）** (1)～(4)　（省略） **16．（休眠預金等活用法に係る異動事由）** （省略） **17．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** (1)　この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①　第 16 条に掲げる異動が最後にあった日 ②　将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③　当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④　この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 (2)　（省略） **18．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** (1)～(5)　（省略）

改正後	改正前
20．（規定の変更等） (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第 14 条第４項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	**19．（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項および前記第13条第４項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年 10 月１日現在）

教育資金贈与税非課税措置に関する特約	教育資金贈与税非課税措置に関する特約
１～７．（省略）	**１～７．（省略）**
８．（教育資金の支払いに充てたものとして記録する金額） 教育資金の支払いに充てられたものとして当組合が記録する金額（以下「教育資金支出額」という。）は、1,500万円（学校等以外に対して支払われたものについては500万円）を限度とする第５条第２項で定める日までに提出された領収書等の金額とします。 ただし、その年中に払い出された金額の合計額が、当組合に提出された領収書等の金額の合計額を下回る場合には、払い出された金額の合計額とします。	**８．（教育資金の支払いに充てたものとして記録する金額）** 教育資金の支払いに充てられたものとして当組合が記録する金額（以下「教育資金支出額」という。）は、1,500万円（学校等以外に対して支払われたものについては500万円）を限度とする第４条第２項で定める日までに提出された領収書等の金額とします。 ただし、その年中に払い出された金額の合計額が、当組合に提出された領収書等の金額の合計額を下回る場合には、払い出された金額の合計額とします。
９～15．（省略）	**９～15（省略）**
16．（特約の変更） (1)　この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の特約に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	**16．（特約の変更）** (1)　（追加）この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化や法令等の変更その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
17．（省略）	**17．（省略）**
以　上 （令和２年４月１日現在）	以　上 （令和元年10月１日現在）

結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約	結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約
１～15．（省略）	**１～15．（省略）**
16．（特約の変更） (1)　この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の特約に基づいて変更するものとしま	**16．（特約の変更）** (1)　（追加）この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化や法令等の変更その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

改正後	改正前
す。 (2)　前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 17.（省略） 以　上 （令和２年４月１日現在）	(2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 17.（省略） 以　上 （令和元年10月１日現在）
成年後見支援貯金に関する特約 １～11.（省略） 12.（特約の変更） (1)　この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の特約に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	成年後見支援貯金に関する特約 １～11.（省略） （追加） 以　上 （令和元年10月１日現在）
総合口座取引規定 １～４.（省略） ５.（スウィングサービス） (1)　スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 ①　順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座へ自動振替を行います。 ②　逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。 (2)　本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。 ①　定額型 Ａ　順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 Ｂ　逆スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先	総合口座取引規定 １～４.（省略） （追加）

改正後	改正前
口座（入金口座）へ振替えます。 ②　残高型 A　順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 B　逆スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング先口座（入金口座）の残高が口座維持残高に満たない場合に、不足している金額をスウィング元口座（支払口座）より振替えます。ただし、第１項および第２項いずれの場合も振替指定日のスウィング元口座残高（貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。また未決済の受入証券類の金額等は除きます。）が、振替金額およびスウィング手数料の合計金額に満たない場合は、通知することなくその回の口座振替を行いません。 (3)　振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①　普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は１千円以上千円単位で指定できます。 ②　普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は１千円以上千円単位で指定できます。 (4)　指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。 なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。 (5)　本サービスによる口座振替の引落しにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。 (6)　本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。 (7)①　本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当組合は責任を負いません。 ②　相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。	
６．（貯金利息の支払い） （省略）	**５．（貯金利息の支払い）** （省略）
７．（当座貸越） (1)～(2)　（省略） (3)　第１項による貸越金の残高がある場合には、普通貯金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、第９条第１項第１号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。	**６．（当座貸越）** (1)～(2)　（省略） (3)　第１項による貸越金の残高がある場合には、普通貯金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、第８条第１項第１号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。
８．（貸越金の担保） (1)　（省略） (2)　この取引に定期貯金、定期積金があるときは、第９条第１項第１号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金、定期積金が数口ある場合には、預入日（継続をされたときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。 (3)　（省略）	**７．（貸越金の担保）** (1)　（省略） (2)　この取引に定期貯金、定期積金があるときは、第８条第１項第１号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金、定期積金が数口ある場合には、預入日（継続をされたときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。 (3)　（省略）
９．（貸越金の利息等） （省略）	**８．（貸越金の利息等）** （省略）

改正後	改正前
10．（届出事項の変更、通帳の再発行等） （省略） **11．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） **12．（印鑑照合等）** （省略） **13．（盗難通帳による払戻し等）** （省略） **14．（即時支払）** (1)　次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がなくても、それらを支払ってください。 ①　支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき ②　相続の開始があったとき ③　第9条第１項第２号により極度額をこえたまま６か月を経過したとき ④　住所変更の届出を怠るなどにより、当組合において所在が明らかでなくなったとき (2)　（省略） **15．（取引の制限等）** （省略） **16．（解約等）** (1)　（省略） (2)　第 14 条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。 (3)　次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①　この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②　この貯金の貯金者が第 18 条第１項に違反した場合 ③　この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。 ④　この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑤　①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 (4)～(6)　（省略） **17．（差引計算等）** （省略）	**9．（届出事項の変更、通帳の再発行等）** （省略） **10．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） **11．（印鑑照合等）** （省略） **12．（盗難通帳による払戻し等）** （省略） **13．（即時支払）** (1)　次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がなくても、それらを支払ってください。 ①　支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき ②　相続の開始があったとき ③　第8条第１項第２号により極度額をこえたまま６か月を経過したとき ④　住所変更の届出を怠るなどにより、当組合において所在が明らかでなくなったとき (2)（省略） **14．（取引の制限等）** （省略） **15．（解約等）** (1)　（省略） (2)　第 13 条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。 (3)　次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①　この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②　この貯金の貯金者が第 17 条第１項に違反した場合 ③　この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。 ④　この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑤　①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 (4)～(6)　（省略） **16．（差引計算等）** （省略）

改正後	改正前
18．（譲渡、質入れの禁止） （省略） **19．（通知等）** （省略） **20．（保険事故発生時における貯金者からの相殺）** (1)　この取引の定期貯金、定期積金は、満期日が未到来であっても、当組合に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金が第８条第１項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。 (2)～(4)　（省略） **21．（休眠預金活用法におけるこの取引に係る取扱い）** （省略） **22．（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第 16 条第５項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	**17．（譲渡、質入れの禁止）** （省略） **18．（通知等）** （省略） **19．（保険事故発生時における貯金者からの相殺）** (1)　この取引の定期貯金、定期積金は、満期日が未到来であっても、当組合に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金が第７条第１項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。 (2)～(4)　（省略） **20．（休眠預金活用法におけるこの取引に係る取扱い）** （省略） **21．（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項および前記第15条第５項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年 10 月１日現在）

営農貯金規定	営農貯金規定
１～７．（省略） **８．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） **９～18．（省略）** **19．（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第 13 条第４項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	**１～７．（省略）** **８．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） **９～18．（省略）** **19．（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項および前記第13条第４項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

改正後	改正前
以　上 （令和２年４月１日現在）	以　上 （令和元年 10 月１日現在）
こども貯金規定 １～14.（省略） 15.（規定の変更等） (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第９条第３項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	**こども貯金規定** １～14.（省略） 15.（規定の変更等） (1)　（追加）この規定の各条項および前記第９条第３項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年 10 月１日現在）
普通貯金無利息型（決済用）規定 １～５．（省略） ６．（スウィングサービス） (1)　スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 ①　順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座へ自動振替を行います。 ②　逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。 (2)　本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。 ①　定額型 A　順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 B　逆スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。 ②　残高型 A　順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている	**普通貯金無利息型（決済用）規定** １～５．（省略） （追加）

改正後	改正前
場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 B　逆スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング先口座（入金口座）の残高が口座維持残高に満たない場合に、不足している金額をスウィング元口座（支払口座）より振替えます。ただし、第１項および第２項いずれの場合も振替指定日のスウィング元口座残高（貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。また未決済の受入証券類の金額等は除きます。）が、振替金額およびスウィング手数料の合計金額に満たない場合は、通知することなくその回の口座振替を行いません。 (3)　振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①　普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は１千円以上千円単位で指定できます。 ②　普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は１千円以上千円単位で指定できます。 (4)　指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。 (5)　本サービスによる口座振替の引落しにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。 (6)　本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。 (7)①　本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当組合は責任を負いません。 ②　相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。	
７．（利息） （省略）	**６．（利息）** （省略）
８．（届出事項の変更、通帳の再発行等） （省略）	**７．（届出事項の変更、通帳の再発行等）** （省略）
９．（成年後見人等の届出） (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略）	**８．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略）
10．（印鑑照合等） （省略）	**９．（印鑑照合等）** （省略）
11．（盗難通帳による払戻し等） （省略）	**10．（盗難通帳による払戻し等）** （省略）
12．（譲渡、質入れ等の禁止） （省略）	**11．（譲渡、質入れ等の禁止）** （省略）
13．（取引の制限等） （省略）	**12．（取引の制限等）** （省略）

改正後	改正前
14．（解約等） (1)　（省略） (2)　次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①　この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②　この貯金の貯金者が第 12 条第１項に違反した場合 ③　この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。 ④　この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑤　①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 (3)～(5)　（省略） **15．（通知等）** （省略） **16．（保険事故発生時における貯金者からの相殺）** （省略） **17．（休眠預金等活用法に係る異動事由）** （省略） **18．（休眠預金等活用法に係る最終移動日等）** (1)　この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①　第 17 条に掲げる異動が最後にあった日 ②　将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③　当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④　この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 (2)　（省略） **19．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （省略） **20．（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第 14 条第４項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	**13．（解約等）** (1)　（省略） (2)　次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①　この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②　この貯金の貯金者が第 11 条第１項に違反した場合 ③　この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。 ④　この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑤　①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 (3)～(5)　（省略） **14．（通知等）** （省略） **15．（保険事故発生時における貯金者からの相殺）** （省略） **16．（休眠預金等活用法に係る異動事由）** （省略） **17．（休眠預金等活用法に係る最終移動日等）** (1)　この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①　第 16 条に掲げる異動が最後にあった日 ②　将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③　当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④　この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 (2)　（省略） **18．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** （省略） **19．（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項および前記第13条第４項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

改正後	改正前
以　上 （令和２年４月１日現在）	以　上 （令和元年 10 月１日現在）

総合口座（普通貯金無利息型）取引規定	総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
１～４．（省略）	１～４．（省略）
５．（スウィングサービス） (1)　スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 ①　順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座へ自動振替を行います。 ②　逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。 (2)　本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。 ①　定額型 Ａ　順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 Ｂ　逆スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。 ②　残高型 Ａ　順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 Ｂ　逆スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング先口座（入金口座）の残高が口座維持残高に満たない場合に、不足している金額をスウィング元口座（支払口座）より振替えます。ただし、第１項および第２項いずれの場合も振替指定日のスウィング元口座残高（貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。また未決済の受入証券類の金額等は除きます。）が、振替金額およびスウィング手数料の合計金額に満たない場合は、通知することなくその回の口座振替を行いません。 (3)　振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①　普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は１千円以上千円単位で指定できます。 ②　普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は１千円以上千円単位で指定できます。 (4)　指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。 (5)　本サービスによる口座振替の引落しにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。 (6)　本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。	（追加）

改正後	改正前
(7)①　本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当組合は責任を負いません。 ②　相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。	
6．（貯金利息の支払い） （省略）	**5．（貯金利息の支払い）** （省略）
7．（当座貸越） (1)～(2)　（省略） (3)　第１項による貸越金の残高がある場合には、普通貯金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、第9条第１項第１号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。	**6．（当座貸越）** (1)～(2)　（省略） (3)　第１項による貸越金の残高がある場合には、普通貯金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、第8条第１項第１号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。
8．（貸越金の担保） (1)　（省略） (2)　この取引に定期貯金、定期積金があるときは、第9条第１項第１号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金、定期積金が数口ある場合には、預入日（継続をされたときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。 (3)　（省略）	**7．（貸越金の担保）** (1)　（省略） (2)　この取引に定期貯金、定期積金があるときは、第8条第１項第１号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金、定期積金が数口ある場合には、預入日（継続をされたときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。 (3)　（省略）
9．（貸越金の利息等） （省略）	**8．（貸越金の利息等）** （省略）
10．（届出事項の変更、通帳の再発行等） （省略）	**9．（届出事項の変更、通帳の再発行等）** （省略）
11．（成年後見人等の届出） (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略）	**10．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略）
12．（印鑑照合等） （省略）	**11．（印鑑照合等）** （省略）
13．（盗難通帳による払戻し等） （省略）	**12．（盗難通帳による払戻し等）** （省略）
14．（即時支払） (1)　次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がなくても、それらを支払ってください。 ①　支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき ②　相続の開始があったとき ③　第9条第１項第２号により極度額をこえたまま６か月を経過したとき ④　住所変更の届出を怠るなどにより、当組合において所在が明らかでなくなったとき	**13．（即時支払）** (1)　次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がなくても、それらを支払ってください。 ①　支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき ②　相続の開始があったとき ③　第8条第１項第２号により極度額をこえたまま６か月を経過したとき ④　住所変更の届出を怠るなどにより、当組合において所在が明らかでなくなったとき

改正後	改正前
(2)　（省略） **15．（取引の制限等）** （省略） **16．（解約等）** (1)　（省略） (2)　第 14 条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。 (3)　次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①　この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②　この貯金の貯金者が第 18 条第１項に違反した場合 ③　この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ④　この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑤　①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 (4)～(6)　（省略） **17．（差引計算等）** （省略） **18．（譲渡、質入れの禁止）** （省略） **19．（通知等）** （省略） **20．（保険事故発生時における貯金者からの相殺）** (1)　この取引の定期貯金、定期積金は、満期日が未到来であっても、当組合に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金が前記第８条第１項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。 (2)～(4)　（省略） **21．（休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い）** （省略） **22．（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第 16 条第５項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	(2)　（省略） **14．（取引の制限等）** （省略） **15．（解約等）** (1)　（省略） (2)　第 13 条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。 (3)　次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①　この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②　この貯金の貯金者が第 17 条第１項に違反した場合 ③　この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ④　この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑤　①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 (4)～(6)　（省略） **16．（差引計算等）** （省略） **17．（譲渡、質入れの禁止）** （省略） **18．（通知等）** （省略） **19．（保険事故発生時における貯金者からの相殺）** (1)　この取引の定期貯金、定期積金は、満期日が未到来であっても、当組合に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金が前記第７条第１項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。 (2)～(4)　（省略） **20．（休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い）** （省略） **21．（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項および前記第15条第５項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

改正後	改正前
以　上 （令和２年４月１日現在）	以　上 （令和元年 10 月１日現在）

貯蓄貯金規定	貯蓄貯金規定
１～６．（省略） ７．（スウィングサービス） (1)　スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 ①　順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座へ自動振替を行います。 ②　逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。 (2)　本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。 ①　定額型 Ａ　順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 Ｂ　逆スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。 ②　残高型 Ａ　順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 Ｂ　逆スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング先口座（入金口座）の残高が口座維持残高に満たない場合に、不足している金額をスウィング元口座（支払口座）より振替えます。ただし、第１項および第２項いずれの場合も振替指定日のスウィング元口座残高（貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。また未決済の受入証券類の金額等は除きます。）が、振替金額およびスウィング手数料の合計金額に満たない場合は、通知することなくその回の口座振替を行いません。 (3)　振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①　普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は１千円以上千円単位で指定できます。 ②　普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は１千円以上千円単位で指定できます。 (4)　指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。 なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。 (5)　本サービスによる口座振替の引落しにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳	貯蓄貯金規定 １～６．（省略） （追加）

改正後	改正前
および払戻請求書の提出は不要とします。 (6)　本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。 (7)①　本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって取引店に届出てください。 ②　相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。	
8．（利息） （省略）	**7．（利息）** （省略）
9．（届出事項の変更、通帳の再発行等） (1)～(3)　（省略）	**8．（届出事項の変更、通帳の再発行等）** (1)～(3)　（省略）
10．（成年後見人等の届出） (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略）	**9．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略）
11．（印鑑照合等） （省略）	**10．（印鑑照合等）** （省略）
12．（盗難通帳による払戻し等） (1)～(7)　（省略）	**11．（盗難通帳による払戻し等）** (1)～(7)　（省略）
13．（譲渡、質入れ等の禁止） (1)～(2)　（省略）	**12．（譲渡、質入れ等の禁止）** (1)～(2)　（省略）
14．（取引の制限等） (1)～(3)　（省略）	**13．（取引の制限等）** (1)～(3)　（省略）
15．（解約等） (1)　（省略） (2)　次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①　この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②　この貯金の貯金者が第13条第1項に違反した場合 ③　この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。 ④　この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑤　①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 (3)～(5)　（省略）	**14．（解約等）** (1)　（省略） (2)　次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①　この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②　この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合 ③　この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。 ④　この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑤　①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 (3)～(5)　（省略）
16．（通知等）	**15．（通知等）**

改正後	改正前
（省略） **17．（保険事故発生時における貯金者からの相殺）** (1)～(4)　（省略） **18．（休眠預金等活用法に係る異動事由）** （省略） **19．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** (1)　この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①　第 18 条に掲げる異動が最後にあった日 ②　将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③　当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④　この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 (2)　（省略） **20．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** (1)～(5)　（省略） **21．（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第 15 条第４項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	（省略） **16．（保険事故発生時における貯金者からの相殺）** (1)～(4)　（省略） **17．（休眠預金等活用法に係る異動事由）** （省略） **18．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）** (1)　この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①　第 17 条に掲げる異動が最後にあった日 ②　将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③　当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④　この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 (2)　（省略） **19．（休眠預金等代替金に関する取扱い）** (1)～(5)　（省略） **20．（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項および前記第14条第４項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年 10 月１日現在）

納税準備貯金規定	納税準備貯金規定
１～８．（省略） **９．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略）	**１～８．（省略）** **９．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)（省略）

改正後	改正前
10～18．（省略） 20．（規定の変更等） (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第 14 条第４項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	10～18．（省略） 20．（規定の変更等） (1)　（追加）この規定の各条項および前記第14条第４項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年 10 月１日現在）

出資予約貯金規定	出資予約貯金規定
１～６．（省略） ７．（成年後見人等の届出） (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） ８～17．（省略） 18．（規定の変更等） (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第 12 条第４項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	１～６．（省略） ７．（成年後見人等の届出） (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） ８～17．（省略） 18．（規定の変更等） (1)　（追加）この規定の各条項および前記第12条第４項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

スーパー定期貯金規定（単利型）	スーパー定期貯金規定（単利型）
１～２．（省略） ３．（利息） (1)～(2)　（省略） (3)　第４条第１項により満期日前に解約する場合および第４条第５項の規定により解約する場合には、その利	１～２．（省略） ３．（利息） (1)～(2)（省略） (3)　当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第４条第４項の規定によ

改正後	改正前
息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 ①～⑥　（省略） (4)　（省略） **４．（貯金の解約、書替継続）** (1)　この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2)　この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (3)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4)　自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 (5)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為 **５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略）	り解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 ①～⑥　（省略） (4)　（省略） **４．（貯金の解約、書替継続）** （追加） (1)　この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (2)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (3)　自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 (4)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為 **５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略）

改正後	改正前
７～15.（省略） 16.（規定の変更等） (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	７～15.（省略） 16.（規定の変更等） (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

スーパー定期貯金規定（複利型）	スーパー定期貯金規定（複利型）
１～２．（省略） ３．（利息） (1)～(2)　（省略） (3)　第４条第１項により満期日前に解約する場合および第４条第５項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 　なお、預入日の１か月後の応当日以後に１万円以上１円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。 ①～⑤（省略） (4)　（省略） ４．（貯金の解約、書替継続） (1)　この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2)　この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (3)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4)　自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 (5)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約するこ	１～２．（省略） ３．（利息） (1)～(2)　（省略） (3)　当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第４条第４項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 　なお、預入日の１か月後の応当日以後に１万円以上１円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。 ①～⑤　（省略） (4)　（省略） ４．（貯金の解約、書替継続） （追加） (1)　この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (2)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (3)　自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 (4)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約するこ

改正後	改正前
とができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為 **５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） **７～14.（省略）** **15.（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	とができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為 **５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） **７～14.（省略）** **15.（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

スーパー定期貯金規定（利息分割型）	スーパー定期貯金規定（利息分割型）
１～２．（省略） **３．（利息）** (1)～(2)　（省略） (3)　第４条第１項により満期日前に解約する場合および第４条第５項の規定により解約する場合には、その利	**１～２．（省略）** **３．（利息）** (1)～(2)　（省略） (3)　当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第４条第４項の規定によ

改正後	改正前
息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 ①～⑥　（省略） (4)　（省略） **４．（貯金の解約、書替継続）** (1)　この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2)　この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (3)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4)　自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 (5)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為 **５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略）	り解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 ①～⑥　（省略） (4)　（省略） **４．（貯金の解約、書替継続）** （追加） (1)　この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (2)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (3)　自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 (4)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為 **５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略）

改正後	改正前
７～14.（省略） 15.（規定の変更等） (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	７～14.（省略） 15.（規定の変更等） (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）	自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）
１～２．（省略） ３．（利息） (1)～(3)　（省略） (4)　第４条第１項により満期日前に解約する場合および第４条第４項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 ①～⑥（省略） (5)　（省略） ４．（貯金の解約、書替継続） (1)　この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (3)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員	１～２．（省略） ３．（利息） (1)～(3)　（省略） (4)　当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第４条第３項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 ①～⑥（省略） (5)　（省略） ４．（貯金の解約、書替継続） （追加） (1)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (2)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (3)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員

改正後	改正前
D　暴力団関係企業 E　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A　暴力的な要求行為 B　法的な責任を超えた不当な要求行為 C　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E　その他前各号に準ずる行為 **５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） **７～15.（省略）** **16.（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	D　暴力団関係企業 E　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A　暴力的な要求行為 B　法的な責任を超えた不当な要求行為 C　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E　その他前各号に準ずる行為 **５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） **７～15.（省略）** **16.（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）	自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）
１～２．（省略） **３．（利息）** (1)～(2)　（省略） (3)　第４条第１項により満期日前に解約する場合および第４条第４項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 なお、預入日の１か月後の応当日以後に１万円以上１円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数	**１～２．（省略）** **３．（利息）** (1)～(2)　（省略） (3)　当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第４条第３項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 なお、預入日の１か月後の応当日以後に１万円以上１円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数

改正後	改正前
点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。 ①～⑤（省略） (4)　（省略） **４．（貯金の解約、書替継続）** (1)　この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (3)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為 **５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） **７～14．（省略）** **15．（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状	点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。 ①～⑤　（省略） (4)　（省略） **４．（貯金の解約、書替継続）** （追加） (1)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (2)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (3)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為 **５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） **７～14．（省略）** **15．（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合に

改正後	改正前
況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	は、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

自動継続スーパー定期貯金規定（利息分割型）	自動継続スーパー定期貯金規定（利息分割型）
１～２．（省略）	**１～２．（省略）**
３．（利息） (1)～(3)　（省略） (4)　第４条第１項により満期日前に解約する場合および第４条第４項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 ①～⑥（省略） (5)　（省略）	**３．（利息）** (1)～(3)　（省略） (4)　当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第４条第３項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 ①～⑥（省略） (5)　（省略）
４．（貯金の解約、書替継続） (1)　この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (3)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為	**４．（貯金の解約、書替継続）** （追加） (1)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (2)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (3)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為

改正後	改正前
B　法的な責任を超えた不当な要求行為 C　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E　その他前各号に準ずる行為 **５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） **７～14.（省略）** **15.（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	B　法的な責任を超えた不当な要求行為 C　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E　その他前各号に準ずる行為 **５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)（省略） **７～14.（省略）** **15.（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

大口定期貯金規定	大口定期貯金規定
１～２．（省略） **３．（利息）** (1)～(2)　（省略） (3)　第４条第１項により満期日前に解約する場合および第４条第５項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 ①～②（省略） (4)　（省略） **４．（貯金の解約、書替継続）** (1)　この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2)　この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書	**１～２．（省略）** **３．（利息）** (1)～(2)　（省略） (3)　当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第４条第４項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 ①～②（省略） (4)　（省略） **４．（貯金の解約、書替継続）** （追加） (1)　この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書

改正後	改正前
または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (3)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4)　自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 (5)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為 ５．（省略） ６．（成年後見人等の届出） (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） ７～14.（省略） 15.（規定の変更等） (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上	または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (2)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (3)　自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 (4)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為 ５．（省略） ６．（成年後見人等の届出） (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） ７～14.（省略） 15.（規定の変更等） (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上

改正後	改正前
（令和２年４月１日現在）	（令和元年10月１日現在）

自動継続大口定期貯金規定	自動継続大口定期貯金規定
１～２．（省略）	１～２．（省略）
３．（利息） (1)～(3)　（省略） (4)　第４条第１項により満期日前に解約する場合および第４条第４項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 ①～②（省略） (5)　（省略）	３．（利息） (1)～(3)　（省略） (4)　当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第４条第３項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 ①～②（省略） (5)（省略）
４．（貯金の解約、書替継続） (1)　この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (3)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為	４．（貯金の解約、書替継続） （追加） (1)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (2)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (3)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為

改正後	改正前
５．（省略） **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） **７～14．（省略）** **15．（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	**５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） **７～14．（省略）** **15．（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

期日指定定期貯金規定	期日指定定期貯金規定
１～２．（省略） **３．（利息）** (1)～(2)　（省略） (3)　第４条第１項により満期日前に解約する場合および第４条第６項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。 ①～⑥　（省略） (4)　（省略） **４．（貯金の解約、書替継続）** (1)　この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2)　この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (3)　この貯金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 (4)　前３項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この	**１～２．（省略）** **３．（利息）** (1)～(2)　（省略） (3)　当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第４条第５項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。 ①～⑥　（省略） (4)　（省略） **４．（貯金の解約、書替継続）** （追加） (1)　この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (2)　この貯金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 (3)　前２項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この

改正後	改正前
場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (5)　自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 (6)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為 **５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） **７～14.（省略）** **15.（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4)　自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 (5)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為 **５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） **７～14.（省略）** **15.（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

改正後	改正前
自動継続期日指定定期貯金規定 **１～３．（省略）** **４．（利息）** (1)～(4)　（省略） (5)　第５条第１項により満期日前に解約する場合および第５条第５項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。 ①～⑥（省略） (6)　（省略） **５．（貯金の解約、書替継続）** (1)　この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (3)　この貯金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 (4)　前３項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (5)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為 **６．（省略）**	**自動継続期日指定定期貯金規定** **１～３．（省略）** **４．（利息）** (1)～(4)　（省略） (5)　当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第５条第４項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。 ①～⑥（省略） (5)　（省略） **５．（貯金の解約、書替継続）** （追加） (1)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (2)　この貯金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 (3)　前２項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為 **６．（省略）**

改正後	改正前
７．（成年後見人等の届出） (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） **８～15．（省略）** **16．（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	**７．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） **８～15．（省略）** **16．（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

変動金利定期貯金規定（単利型）	変動金利定期貯金規定（単利型）
１～３．（省略） **４．（利息）** (1)～(2)　（省略） (3)　第５条第１項により満期日前に解約する場合および第５条第５項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ①～②（省略） (4)　（省略） **５．（貯金の解約、書替継続）** (1)　この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2)　この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (3)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4)　自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 (5)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。	**１～３．（省略）** **４．（利息）** (1)～(2)　（省略） (3)　当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第５条第４項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ①～②（省略） (4)　（省略） **５．（貯金の解約、書替継続）** （追加） (1)　この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (2)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (3)　自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 (4)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

改正後	改正前
①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A　暴力団 B　暴力団員 C　暴力団準構成員 D　暴力団関係企業 E　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A　暴力的な要求行為 B　法的な責任を超えた不当な要求行為 C　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E　その他前各号に準ずる行為	①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A　暴力団 B　暴力団員 C　暴力団準構成員 D　暴力団関係企業 E　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A　暴力的な要求行為 B　法的な責任を超えた不当な要求行為 C　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E　その他前各号に準ずる行為
６．（省略）	**６．（省略）**
７．（成年後見人等の届出） (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略）	**７．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略）
８～15．（省略）	**８～15．（省略）**
16．（規定の変更等） (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	**16．（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

変動金利定期貯金規定（複利型）	変動金利定期貯金規定（複利型）
１～３．（省略）	**１～３．（省略）**
４．（利息） (1)～(2)　（省略） (3)　第５条第１項により満期日前に解約する場合および第５条第５項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てま	**４．（利息）** (1)～(2)　（省略） (3)　当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第５条第４項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小

改正後	改正前
す。）によって６か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 ①～②（省略） (4)　（省略） **５．（貯金の解約、書替継続）** (1)　この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2)　この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (3)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4)　自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 (5)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為 **６．（省略）** **７．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） **８～15.（省略）** **16.（規定の変更等）**	数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 ①～②（省略） (4)　（省略） **５．（貯金の解約、書替継続）** （追加） (1)　この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (2)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (3)　自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 (4)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為 **６．（省略）** **７．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） **８～15.（省略）** **16.（規定の変更等）**

改正後	改正前
(1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	(1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

改正後	改正前
自動継続変動金利定期貯金規定（単利型） **１～３．（省略）** **４（利息）** (1)～(2)　（省略） (3)　第５条第１項により満期日前に解約する場合および第５条第４項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ①～②（省略） (4)　（省略） **５．（貯金の解約、書替継続）** (1)　この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (3)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為	**自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）** **１～３．（省略）** **４（利息）** (1)～(2)　（省略） (3)　当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第５条第３項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ①～②（省略） (4)　（省略） **５．（貯金の解約、書替継続）** （追加） (1)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (2)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (3)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

改正後	改正前
D　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E　その他前各号に準ずる行為 **６．（省略）** **７．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） **８～15．（省略）** **16．（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	D　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E　その他前各号に準ずる行為 **６．（省略）** **７．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） **８～15．（省略）** **16．（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）
自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）	**自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）**
１～３．（省略） **４．（利息）** (1)～(2)　（省略） (3)　第５条第１項により満期日前に解約する場合および第５条第４項の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 ①～②　（省略） (4)　（省略） **５．（貯金の解約、書替継続）** (1)　この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (3)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。	**１～３．（省略）** **４．（利息）** (1)～(2)　（省略） (3)　当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第５条第３項の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 ①～②　（省略） (4)　（省略） **５．（貯金の解約、書替継続）** （追加） (1)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (2)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

改正後	改正前
(4)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為 ６．（省略） ７．（成年後見人等の届出） (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） ８～15.（省略） 16.（規定の変更等） (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	(3)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為 ６．（省略） ７．（成年後見人等の届出） (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） ８～15.（省略） 16.（規定の変更等） (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

据置定期貯金規定	据置定期貯金規定
１～２．（省略）	１～２．（省略）

改正後	改正前
３．（利息） (1)～(2)　（省略） (3)　第４条第１項により預入日の６か月後の応当日前に解約する場合および第４条第５項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通貯金利率によって計算し、この貯金とともに支払います。 (4)　（省略） **４．（貯金の解約、書替継続）** (1)　この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、預入日の６か月後の応当日前に解約することはできません。 (2)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (3)　この貯金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 (4)　前３項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (5)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為 **５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略）	**３．（利息）** (1)～(2)　（省略） (3)　当組合がやむをえないと認めてこの貯金を預入日の６か月後の応当日前に解約する場合および第４条第４項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通貯金利率によって計算し、この貯金とともに支払います。 (4)　（省略） **４．（貯金の解約、書替継続）** （追加） (1)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (2)　この貯金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 (3)　前２項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員 Ｃ　暴力団準構成員 Ｄ　暴力団関係企業 Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 Ｆ　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 Ａ　暴力的な要求行為 Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為 Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 Ｅ　その他前各号に準ずる行為 **５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略）

改正後	改正前
７～14．（省略） **15．（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	**７～14．（省略）** **15．（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

自動継続据置定期貯金規定	自動継続据置定期貯金規定
１～３．（省略） **４．（利息）** (1)～(4)　（省略） (5)　第５条第１項により預入日（継続をしたときは最後の継続日）の６か月後の応当日前に解約する場合および第５条第５項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日における普通貯金利率によって計算し、この貯金とともに支払います。 (6)　（省略） **５．（貯金の解約、書替継続）** (1)　この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、預入日の６か月後の応当日前に解約することはできません。 (2)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (3)　この貯金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 (4)　前３項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (5)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員	**１～３．（省略）** **４．（利息）** (1)～(4)　（省略） (5)　当組合がやむをえないと認めてこの貯金を預入日（継続をしたときは最後の継続日）の６か月後の応当日前に解約する場合および第５条第４項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日における普通貯金利率によって計算し、この貯金とともに支払います。 (6)　（省略） **５．（貯金の解約、書替継続）** （追加） (1)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (2)　この貯金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 (3)　前２項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①　貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 Ａ　暴力団 Ｂ　暴力団員

改正後	改正前
C　暴力団準構成員 D　暴力団関係企業 E　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A　暴力的な要求行為 B　法的な責任を超えた不当な要求行為 C　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E　その他前各号に準ずる行為 **６．（省略）** **７．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） **８～15.（省略）** **16.（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	C　暴力団準構成員 D　暴力団関係企業 E　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F　その他前各号に準ずる者 ③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A　暴力的な要求行為 B　法的な責任を超えた不当な要求行為 C　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E　その他前各号に準ずる行為 **６．（省略）** **７．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） **８～15.（省略）** **16.（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

定期積金規定	定期積金規定
１．（掛金の払込み） （削除）定期積金（以下、「この積金」といいます。）は、通帳または証書に記載の約定の掛込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず通帳または証書を持参してください。 （削除） **２．（口座振替による掛金の払込み）** (1)　この積金は、あらかじめ指定された貯金口座からの振替により掛金を払い込むことができます。この場合	**１．（掛金の払込み）** (1)　定期積金（以下、「この積金」といいます。）は、通帳または証書に記載の約定の掛込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず通帳または証書を持参してください。 (2)　この積金は、あらかじめ指定された貯金口座からの振替により掛金を払い込むことができます。この場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって当店に届出てください。 なお、指定口座の残高が振替金額に満たないときは、振替日から７営業日に限り振替を行い、７営業日を越える場合は、その月の口座振替を行いません。 （追加）

改正後	改正前
は、あらかじめ当組合所定の書面によって当店に届出てください。 (2)　この貯金の掛込日（掛込日が休日の場合は、翌営業日）に、掛込口座欄で指定する口座から、積金契約者へ通知することなく、掛込額を引落しのうえ掛込を行います。この場合、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出は行いません。 　掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額（振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含む。）を超えるときは、掛込日から７営業日までの期間に限り前項と同様に掛込みを行います。また、７営業日を超えて掛込みができなかった場合は、積金契約者へ通知することなく当該掛込を中止します。 (3)　定期積金口座振替契約は、定期積金口座振替依頼書の掛込口座欄で指定される貯金が解約されたとき、または積金契約者から書面の届け出を受けて、掛込方法が口座振替から他の方法に変更されたときに終了するものとします。 　なお、自動再契約の特約により再契約する定期積金の掛金についても、同様に口座振替を行います。 **３．（証券類の受入れ）** (1)～(2)　（省略） **４．（給付契約金の支払時期）** （省略） **５．（払込みの延滞）** （省略） **６．（給付補てん金等の計算）** (1)～(2)　（省略） **７．（先掛割引金の計算等）** （省略） **８．（自動処理の特約）** （省略） **９．（自動満期処理の特約）** 　第８条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日に自動的に解約し、給付契約金（税引後）の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。 (1)～(4)　（省略） **10．（自動再契約の特約）** (1)　第８条により、自動再契約の特約の申出があった場合は、この積金の満期日に自動的にこの積金と同一の契約条件により新規に定期積金の契約をするものとし、以後も同様とします。ただし、当初契約日の応当日より約定の掛込日が遅い場合、満期日は約定の掛込日の応当日となるため、２回次以降の契約日は当初契約日の応当日と異なり、約定の掛込日の応当日となります。 (2)～(4)　（省略） **11．（満期日以後の利息）** （省略）	**２．（証券類の受入れ）** (1)～(2)　（省略） **３．（給付契約金の支払時期）** （省略） **４．（払込みの延滞）** （省略） **５．（給付補てん金等の計算）** (1)～(2)　（省略） **６．（先掛割引金の計算等）** （省略） **７．（自動処理の特約）** （省略） **８．（自動満期処理の特約）** 　第７条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日に自動的に解約し、給付契約金（税引後）の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。 (1)～(4)　（省略） **９．（自動再契約の特約）** (1)　第７条により、自動再契約の特約の申出があった場合は、この積金の満期日に自動的にこの積金と同一の契約条件により新規に定期積金の契約をするものとし、以後も同様とします。ただし、当初契約日の応当日より約定の掛込日が遅い場合、満期日は約定の掛込日の応当日となるため、２回次以降の契約日は当初契約日の応当日と異なり、約定の掛込日の応当日となります。 (2)～(4)　（省略） **10．（満期日以後の利息）** （省略）

改正後	改正前
12．（解約） （1）～（3）　（省略） 13．（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等） （1）～（3）　（省略） 14．（成年後見人等の届出） （1）　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 （2）～（5）　（省略） 15．（印鑑照合） （省略） 16．（盗難通帳・証書による払戻し等） （1）～（7）　（省略） 17．（譲渡、質入れの禁止） （1）～（2）　（省略） 18．（通知等） （省略） 19．（保険事故発生時における積金契約者からの相殺） （1）～（4）　（省略） 20．（休眠預金等活用法に係る異動事由） （省略） 21．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） （1）　この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①　第 20 条に掲げる異動が最後にあった日 ②　将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③　当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が積金契約者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④　この積金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （2）　（省略） 22．（休眠預金等代替金に関する取扱い） （1）～（5）　（省略）	11．（解約） （1）～（3）　（省略） 12．（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等） （1）～（3）　（省略） 13．（成年後見人等の届出） （1）　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） （2）～（5）　（省略） 14．（印鑑照合） （省略） 15．（盗難通帳・証書による払戻し等） （1）～（7）　（省略） 16．（譲渡、質入れの禁止） （1）～（2）　（省略） 17．（通知等） （省略） 18．（保険事故発生時における積金契約者からの相殺） （1）～（4）　（省略） 19．（休眠預金等活用法に係る異動事由） （省略） 20．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） （1）　この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①　第 19 条に掲げる異動が最後にあった日 ②　将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③　当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が積金契約者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④　この積金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日 （2）　（省略） 21．（休眠預金等代替金に関する取扱い） （1）～（5）　（省略）

改正後	改正前
23．（規定の変更等） (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	**22．（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）
積立式定期貯金規定 **１．（省略）** **２．（口座振替による預入れ）** (1)　この貯金を他の貯金口座からの振替により積み立てる場合は、積立日（積立日が休日の場合は、翌営業日）に、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しを受けることなく、積立式定期貯金口座振替依頼書の積立口座欄で指定する口座から、貯金者に通知することなく積立額を引落しのうえ積立を行います。 (2)　振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく、その回の振替は行いません。 ①　振替指定口座の貯金残高が振替金額に満たないとき。ただし、振替指定口座に貸越極度額が設定されている場合はその極度額を超えるとき。 ②　この貯金について少額貯蓄非課税制度の適用を受けており、振替によりこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することになるとき。 (3)　振替日が休日の場合は、その翌営業日に振替えます。 (4)　振替指定口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ当組合所定の書面によって当店に届出てください。 (5)　積立式定期貯金口座振替契約は、積立式定期貯金口座振替依頼書の積立口座欄で指定されるこの貯金が解約されたとき、または当組合所定の書面の届出により積立方法が口座振替から他の方法に変更されたときに終了するものとします。 **３～７．（省略）** **８．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） **９～16．（省略）** **17．（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとしま	**積立式定期貯金規定** **１．（省略）** **２．（口座振替による預入れ）** (1)　振替日、振替金額、振替指定口座、振替方法等口座振替の内容は、別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。 (2)　振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく、その回の振替は行いません。 ①　振替指定口座の貯金残高が振替金額に満たないとき。ただし、振替指定口座に貸越極度額が設定されている場合はその極度額を超えるとき。 ②　この貯金について少額貯蓄非課税制度の適用を受けており、振替によりこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することになるとき。 (3)　振替日が休日の場合は、その翌営業日に振替えます。 (4)　振替指定口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ当組合所定の書面によって当店に届出てください。 （追加） **３～７．（省略）** **８．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） **９～16．（省略）** **17．（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

改正後	改正前
す。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	(2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

一般財形貯金規定	一般財形貯金規定
１～７．（省略） ８．（成年後見人等の届出） (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） ９～13．（省略） 14．（規定の変更等） (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	１～７．（省略） ８．（成年後見人等の届出） (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） ９～13．（省略） 14．（規定の変更等） (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

財形年金貯金規定	財形年金貯金規定
１～12．（省略） 13．（成年後見人等の届出） (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） 14～19．（省略）	１～12．（省略） 13．（成年後見人等の届出） (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） 14～19．（省略）

改正後	改正前
20.（規定の変更等） (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	**20.（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

財形住宅貯金規定	財形住宅貯金規定
１～11.（省略） **12.（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） **13～17.（省略）** **18.（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	**１～11.（省略）** **12.（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） **13～17.（省略）** **18.（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

通知貯金規定	通知貯金規定
１～５.（省略） **６.（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。	**１～５.（省略）** **６.（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加）

改正後	改正前
(2)～(5)　（省略） **7～14.（省略）** **15.（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	(2)～(5)（省略） **7～14.（省略）** **15.（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

譲渡性貯金規定	譲渡性貯金規定
1～5.（省略） **6.（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） **7～11.（省略）** **12.（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	**1～5.（省略）** **6.（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） **7～11.（省略）** **12.（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （令和元年10月１日現在）

退職者向け定期貯金「みのり」規定 （自動継続スーパー定期貯金＜単利型＞）	退職者向け定期貯金「みのり」規定 （自動継続スーパー定期貯金＜単利型＞）
1～2.（省略） **3.（利　息）**	**1～2.（省略）** **3.（利　息）**

改正後	改正前
(1)～(3)　（省略） (4)　第４条第１項により満期日前に解約する場合および第４条第４項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。 ①～②　（省略） (5)　（省略） **４．（貯金の解約、書替継続）** (1)　この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (3)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また，次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①～③（省略） **５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） **７～14.（省略）** **15.（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	(1)～(3)　（省略） (4)　当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第４条第３項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。 ①～②　（省略） (5)　（省略） **４．（貯金の解約、書替継続）** （追加） (1)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (2)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (3)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また，次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①～③（省略） **５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） **７～14.（省略）** **15.（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （平成 30 年１月１日現在）

退職者向け定期貯金「みのり」規定 （自動継続大口定期貯金）	退職者向け定期貯金「みのり」規定 （自動継続大口定期貯金）
１～２．（省略）	**１～２．（省略）**

改正後	改正前
３．（利　息） (1)～(3)　（省略） (4)　第４条第１項により満期日前に解約する場合および第４条第４項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。 ①～②（省略） (5)　（省略） **４．（貯金の解約、書替継続）** (1)　この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (3)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また，次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①～③（省略） **５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　（省略） **７～14.（省略）** **15.（規定の変更等）** (1)　この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2)　前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以　上 （令和２年４月１日現在）	**３．（利　息）** (1)～(3)　（省略） (4)　当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第４条第３項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。 ①～②（省略） (5)　（省略） **４．（貯金の解約、書替継続）** （追加） (1)　この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 (2)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (3)　この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また，次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 ①～③（省略） **５．（省略）** **６．（成年後見人等の届出）** (1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。（追加） (2)～(5)　（省略） **７～14.（省略）** **15.（規定の変更等）** (1)　（追加）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2)　前項（追加）の変更は、（追加）公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 以　上 （平成 30 年１月１日現在）

附則（指(相)第 172 号）

改正後	改正前

（実施日）
この規定は、令和２年４月１日から実施する。